除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第１号

仙台市宮城野区中野字掃沼８番地の１　19Ｂ３Ｌ
申立人　株式会社ヨコハマタイヤサービス東北
代表者代表取締役　氏家　　進
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月５日
平成23年10月11日　　石巻簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　６通
⑴手形番号　ＡＣ48556
金額　171,675円
支払期日　平成23年６月30日
支払地　宮城県石巻市
支払場所　株式会社七十七銀行中津山支店
振出日　平成23年２月25日
振出地　宮城県登米市
振出人　有限会社イトウ建材　代表取締役　伊藤　信市
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＣ38177
金額　697,095円
支払期日　平成23年７月31日
支払地　宮城県石巻市
支払場所　株式会社七十七銀行中津山支店
振出日　平成23年１月26日
振出地　岩手県一関市
振出人　東北新開株式会社　代表取締役　稲部憲一
受取人　縣北自動車整備工業株式会社
裏書人　縣北自動車整備工業株式会社　代表取締役　真山　憲悦
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑶手形番号　ＡＣ38178
支払期日　平成23年８月31日
⑷手形番号　ＡＣ38179
支払期日　平成23年９月30日
⑸手形番号　ＡＣ38180
支払期日　平成23年10月31日
⑹手形番号　ＡＣ38181
支払期日　平成23年11月30日
⑶ないし⑹の約束手形の金額、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、裏書人、被裏書人及び最終所持人は⑵の約束手形と同じ

平成２３年（へ）第２号

大阪市福島区大開４丁目１番186号
申立人　レンゴー株式会社
代表者代表取締役　大坪　　清
申立人代理人弁護士　田中　　宏
同　　今城　智徳
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月５日
平成23年10月７日　　気仙沼簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　不明
金額　8,427,422円
支払期日　平成23年７月２日
支払地　宮城県気仙沼市
支払場所　株式会社岩手銀行気仙沼支店
振出日　平成23年３月10日
振出地　白地
振出人　白地
引受人　株式会社コマツ　代表取締役　小松敏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１号

長野県上田市諏訪形1096番地
申立人　有限会社岩田屋商店
代表者代表取締役　竹内　千夏
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月３日
平成23年10月７日　　諏訪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＵ98211
金額　167,338円
支払期日　平成23年５月31日
支払地　長野県諏訪市
支払場所　株式会社八十二銀行上諏訪駅前支店
振出日　平成23年４月20日
振出地　長野県諏訪市
振出人　株式会社原田商店　取締役社長　原田健司
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１４５２１号

東京都千代田区東神田２丁目４番８号
債務者　シグマ，エー，ピー，オーシステム販売株式会社
代表者代表取締役　菅野　高吉
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬　庸爾
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５６４号

東京都渋谷区桜丘町22番14号
債務者　株式会社エス・オーインク
代表者代表取締役　朝倉　　亨
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　　寛
４　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８５号

愛知県田原市伊川津町郷中97番地の５
債務者　平井組株式会社
代表者代表取締役　平井　克明
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　典子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時５分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９５７号

仙台市青葉区錦町１丁目２番11号
債務者　合資会社龍亭
代表者代表社員　四倉友香理
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　治子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時10分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号

長野県埴科郡坂城町大字南条入横尾3318番地１
債務者　有限会社新井工業
代表者代表取締役　新井　光男
１　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　織　　英子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７０５号

千葉県柏市光ケ丘団地５番18―210号
債務者　株式会社ＣＩＫ
代表者代表取締役　小林　和弘
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　晶也
４　破産債権の届出期間　平成23年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後２時20分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４７号

松江市西嫁島１丁目３番３号
債務者　株式会社荒木工務店
代表者代表取締役　荒木　幸一
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高野　孝治
４　破産債権の届出期間　平成23年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時15分
松江地方裁判所民事部